厳しい気象条件

日本一標高が高い富士山は、年間を通じて厳しい気象条件下にあります。特に、夏山期間以外の富士山頂は、氷点下になることも稀ではありません。

●春期（概ね4月末～6月末）
急激に気温が低下することがあり、雪面の凍結により、冬期と同様に滑落から死亡事故につながる危険があります。また、雪崩や雪解けにより緩んだ浮石による落石が多発します。

●秋期（概ね9月中旬～11月下旬）
暴風や台風による悪天候、気温低下による急な風雪などが発生します。

●冬期（概ね11月下旬～4月末）
さらに気象条件が厳しく、氷点下20度を下回る気温、風速30m以上の強風も稀ではありません。

【2005～2014年の平均気温】

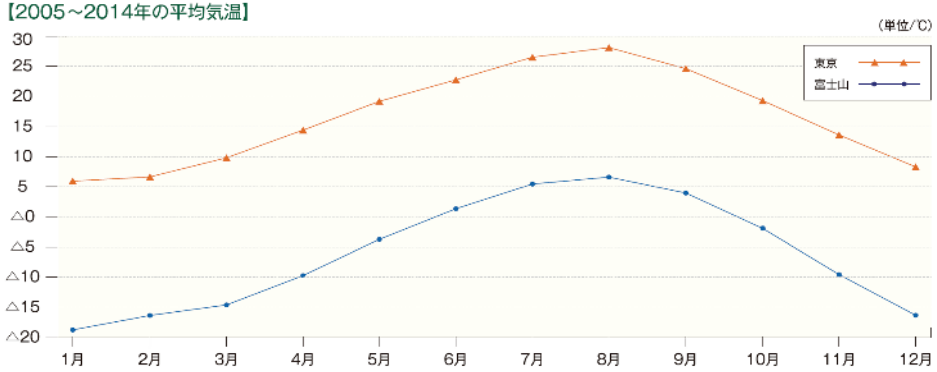

遭難事故の多発

毎年、滑落などで多くの遭難事故が発生しており、死者や行方不明者が後を絶ちません。これは、気象などの情報不足や観光気分での登山、軽装・充分な装備を持っていない者による登山、体調に不調を感じた場合や天候が悪化した場合での無理な登山等が主な原因です。

【2010～2014年の遭難件数等】

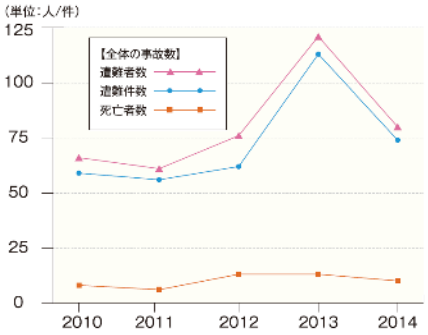

【2010～2014年の平均遭難件数等】

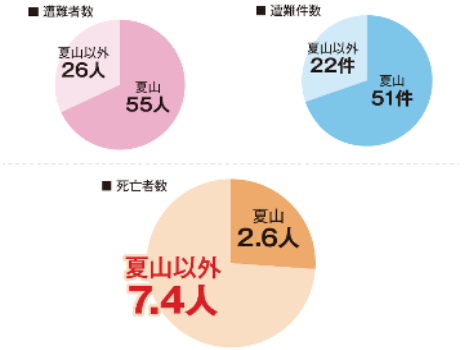

富士山における適正利用推進協議会とは

『富士山における適正利用推進協議会』は、環境省や山梨県、静岡県、地元市町村及び観光事業者等の関係機関等で構成する協議会です。主に富士山における安全かつ快適な利用の推進及び自然環境等の普及啓発に資するとともに、自然環境の保全や良好な風致景観の確保・形成に寄与しています。具体的には、富士山の利用者への情報提供・周知活動や富士山に整備される標識類の配置・デザインの取り決め、『富士登山における安全確保のためのガイドライン』の普及啓発等の活動を行っています。

■発行／静岡県　■監修／富士山における適正利用推進協議会（事務局：環境省・山梨県・静岡県）

■お問い合わせ先
環境省箱根自然環境事務所:TEL.0460-84-8727
山梨県県民生活部世界遺産富士山課:TEL.055-223-1521
静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課:TEL.054-221-3776

■富士登山オフィシャルサイト
http://www.fujisan-climb.jp
■世界遺産 富士山とことんサイト
http://www.fujisan223.com

2015.10

夏山以外の富士山
～守るべき3つのルール～

富士登山における安全確保のためのガイドライン

世界遺産である富士山は、日本で最も高い独立峰です。
富士山の夏山期間は、7月上旬から9月上旬までですが、
夏山期間以外の時期にも多くの登山者の利用が見られ、
厳しい気象条件の下、毎年多くの遭難事故が発生しています。
このため、「富士山における適正利用推進協議会」
（事務局：環境省、山梨県、静岡県）では、
登山道が全面通行止めとなる夏山期間以外の時期において、
充分な技術・経験・知識としっかりとした
装備・計画を持たない者が
登山しないことを強く求めるため、
主に夏山期間以外における注意事項を定めた
『富士登山における安全確保のための
ガイドライン』を策定いたしました。
このリーフレットでは、主に
ガイドラインで定める登山者が守るべき
夏山期間以外のルールについてお知らせいたします。

夏山期間以外の3つのルール

夏山期間以外の富士山は、気象条件が特に厳しいため、遭難事故が発生するリスクが非常に高くなっています。また、トイレが閉鎖されているため、登山者の排泄物が山中に残置されると、富士山の貴重な山岳生態系に悪影響を与えることになってしまいます。これらの状況を踏まえ、「富士登山における安全確保のためのガイドライン」では、主に登山者が守るべき夏山期間以外の3つのルールを定めています。

其の1 万全な準備をしない登山者の夏山期間以外の登山禁止

万全な準備をしない スキー・スノーボードの禁止

平成26年5月、富士山噴火口周辺でスノーボードによる死亡事故が発生しました。この痛ましい事故を踏まえ、スキー・スノーボードによる事故防止をより一層推進するため、平成27年3月にガイドラインを改定し、スキー・スノーボードについても登山同様に充分な技術・経験・知識が必要であることを明確化しました。

夏山期間以外の富士山は、気象条件等が厳しく危険であるため、道路法第46条の規定により登山道は全面通行止めとなっています。さらに、公衆トイレや救護所、山小屋が閉鎖され、携帯電話が通じにくいなど、登山者の安全確保が困難であり、遭難事故や死亡事故が発生しています。登山はあくまで自己責任において行われるものであるため、充分な技術・経験・知識としっかりとした装備・計画を持った者の登山を妨げるものではありませんが、このような万全な準備をしない登山者の登山を禁止しています。

其の2 登山計画書を必ず作成・提出しましょう

登山は自己責任です。しかし、万が一の遭難、行方不明時の迅速な救助のため、登山する際には、行程、メンバー、装備、緊急連絡先などを記載した「登山計画書」を必ず作成・提出してください。なお、「登山計画書」を提出したからといって、登山道の通行を許可したことにはなりません。※提出先は下記に記載しています。

其の3 携帯トイレを持参しましょう

夏山期間以外は、五合目以上の山小屋及び公衆トイレが閉鎖されます。世界遺産富士山の自然環境保全のため、万全な準備をした登山者が登山をする場合は、携帯トイレを必ず持参してください。また、携帯トイレの使用ブースや回収ボックス等は設置していません。自らの排泄物については、回収し、必ず持ち帰ってください。

◆登山計画書の提出先

- 登山計画書は、登山予定日の一週間程度前までに、余裕をもって提出しましょう。
- 遭難等、万が一の際に気づくことができるため、家族や職場、学校等には登山計画書の内容を知らせておきましょう。
- 登山計画書は、「富士登山オフシャルサイト」から入手することができます。

吉田ルート

■山梨県警察本部地域課
〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
TEL：055-221-0110／FAX：055-224-1180

■富士吉田警察署
〒403-0016 山梨県富士吉田市松山五丁目10番13号
TEL：0555-22-0110／FAX：0555-22-0110

■登山口の登山届ポスト

須走ルート

■静岡県山岳遭難防止対策協議会東富士支部
［小山町役場住民福祉部防災課］
〒410-1321 静岡県駿東郡小山町阿多野130 総合文化会館内
TEL：0550-76-5715／FAX：0550-76-5910

■御殿場警察署
〒412-0004 静岡県御殿場市北久原439-2
TEL：0550-84-0110

■登山口の登山届ポスト
〔登山口入口付近の四阿（あずまや）横〕

御殿場ルート

■静岡県山岳遭難防止対策協議会東富士支部
［御殿場市役所総務部総務課］
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地
TEL：0550-82-4320／FAX：0550-82-4523

■御殿場警察署
〒412-0004 静岡県御殿場市北久原439-2
TEL：0550-84-0110

■登山口の登山届ポスト
〔登山道入口、入山門（鳥居）近くの案内看板横〕

富士宮ルート

■静岡県山岳遭難防止対策協議会富士宮支部
［富士宮市役所産業振興部観光課］
〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地
TEL：0544-22-1155／FAX：0544-22-1385

■富士宮警察署
〒418-0062 静岡県富士宮市城北町160
TEL：0544-23-0110

■登山口の登山届ポスト
〔五合目登山道入口の富士山総合指導センター前、レストハウス内階段踊り場〕

※道路閉鎖期間中は、登山届ポストが撤去されることがありますので、郵送又はFAXにより提出してください。